

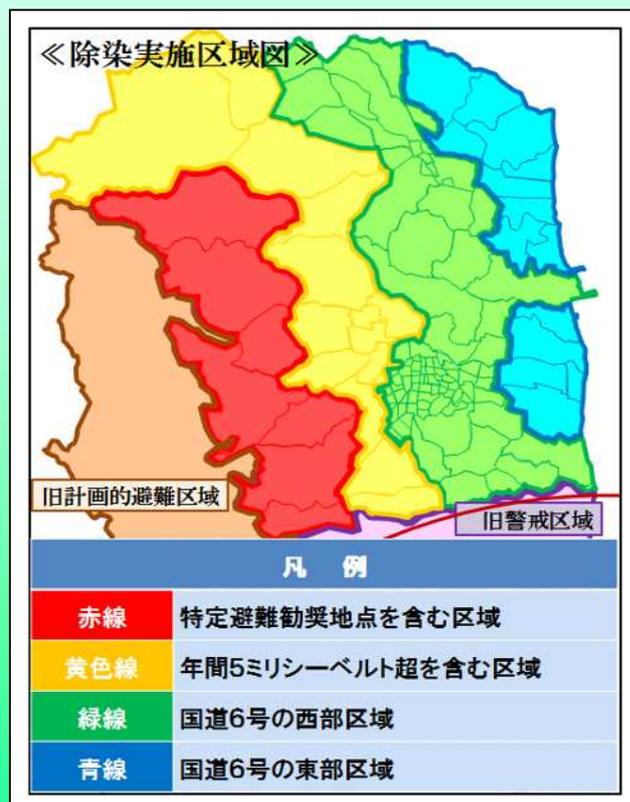
南相馬市除染実施計画

【第二版】

みなみそつま 復興へ。

【第二版】からの主な改正点

- (1) 比較的線量の低い地域の除染の方法を一部見直しました（農地を除く）
比較的線量の低い「その他の区域」^{注1}では、放射線量に応じた局所的な除染を実施しますが、より正確で丁寧な除染になるよう新たなモニタリング技術を導入し、これに伴う除染の方法を見直しました
- (2) 比較的線量の低い地域の除染目標を見直しました（農地を除く）
比較的線量の低い「その他の区域」では、現状の放射線量を踏まえ、「追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下」とする目標を、「長期的な目標」から「計画期間内の目標」に位置付け、安心して住み続けられる環境を取り戻す目標期間を明らかにしました
- (3) 除染作業の着手が遅れていることから、現状に合った計画としました（農地を除く）
仮置場の設置の遅れ等により除染作業の着手が遅れているという現状を踏まえ、計画期間を平成24年度から26年度の3年間から、28年度までの5年間としました
計画期間を延長したことに伴い、地区毎の除染スケジュールの見直しを行いました



注1 ...国道6号の西部区域及び国道6号の東部区域

1 除染の方針（除染実施期間、除染目標、標準的な除染方法） 【生活圏】

除染実施期間

平成29年3月まで

除染目標：計画目標 = 空間線量率を60%低減
 （計画期間中の物理的減衰等を含めての目標になります）
 国道6号の東部区域及び国道6号の西部区域については、平成29年3月末までに空間線量率 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下となることを目指します

長期的な目標 = 追加被ばく線量 年間1mSv以下

標準的な除染方法

対象	特定避難勧奨地点を含む区域 年間5ミリシーベルト超を含む区域	その他の区域 ²
住宅・ 事業用建物等	屋根の高圧洗浄または紙タオルによる拭き取り 雨どいの清掃、洗浄 雨どい下、軒下の表土除去と埋戻しまたは表層研削 ¹ 庭の除草、落葉除去 庭（砂利）の表土除去と埋戻し 舗装部分の高圧洗浄 側溝の汚泥除去と高圧洗浄 芝の深刈り 庭木の枝打ち 特定避難勧奨地点を含む区域及び未就学児や妊婦が居住する住宅等は芝のはぎ取り ¹ と張替え、舗装部分の表層研削も選択できます	屋根の高圧洗浄または紙タオルによる拭き取り ³ 雨どいの清掃、洗浄 雨どい下、軒下の表土除去と埋戻しまたは表層研削 ¹ 庭の除草、落葉除去 ³ 庭（砂利）の表土除去と埋戻し ³ 舗装部分の高圧洗浄 ³ 側溝の汚泥除去と高圧洗浄 芝の深刈り ³
道路 （農道を含む）	路肩・法面の除草 側溝の汚泥除去と高圧洗浄 車道（碎石）のすき取り ¹ 及び碎石敷き 車道と歩道の舗装面（アスファルト、コンクリート）の高圧洗浄	路肩・法面の除草 側溝の汚泥除去と高圧洗浄 歩道の舗装面（アスファルト、コンクリート）の高圧洗浄
生活圏・農地に隣接する森林	除草、落葉除去 堆積有機物除去、枝打ち	除草、落葉除去 堆積有機物除去 ³

1 事前に国（環境省）や県と協議する

2 未就学児や妊婦が居住する住宅等は特定避難勧奨地点を含む区域の除染方法も選択できます

3 詳細モニタリングを実施し、局所的な汚染箇所の値以上の場合実施

局所的な汚染箇所とする値とは・・・

下記の空間線量率以上を局所的な汚染箇所とし、その値以上の箇所を除染します。このことで、本計画期間である平成29年3月末に空間線量率 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下とすることを目指します

平成26年度	平成27年度 ～平成28年度
$0.36 \mu\text{Sv/h}$	$0.30 \mu\text{Sv/h}$

・局所的な汚染箇所とする値の設定は、除染対象地をモニタリングした年度の値とします

「その他の区域」の除染方針

屋敷林、森林

宅地境界部でモニタリングを実施し、局所的な汚染箇所の値以上の場合、堆積有機物の除去

屋根

庭・外構の平均空間線量率が局所的な汚染箇所の値以上の場合、高圧洗浄

雨樋

堆積物除去・高圧洗浄又は拭き取り

庭・外構（土、砂利、舗装、芝）

詳細モニタリングを実施し、局所的な汚染箇所の値以上を示した地点を中心に100cm四方の表土除去・埋戻し、舗装については高圧洗浄、芝は深刈りを実施

詳細モニタリングの結果、平均で局所的な汚染箇所の値以上を示す場合は全面を対象に除染

住宅及び道路の側溝
汚泥除去・高圧洗浄

路肩・法面、歩道
除草・高圧洗浄

雨樋下・軒下
表土除去・覆土



除染実施期間

平成27年3月まで

除染目標：計画目標 = 空間線量率を60%低減
 （計画期間中の物理的減衰等を含めての目標になります）

長期的な目標 = 追加被ばく線量 年間1mSv以下
 農畜産物の放射性セシウム 不検出

土壤の放射性セシウム濃度 1,000Bq/kg未滿

標準的な除染方法

対象	耕起未済	耕起済
田	表土削取・客土 ² 水による土壌かくはん・除去 ² 反転耕・深耕 ² 土壤改良資材施用 ¹ 除草 ⁵	反転耕・深耕 土壤改良資材施用 ¹ 除草 ⁵ 「5,000Bq/kg超の場合」は 表土削取・客土も選択できます ¹
畦畔・法面	除草 「5,000Bq/kg超の場合」は表土削取も選択できます ¹	
水路	汚泥除去 高压洗浄 除草	
農業用ため池 （周辺陸地）	除草 「5,000Bq/kg超の場合」は表土削取も選択できます ¹ （汚泥しゅんせつなど本格的なため池の除染をするよう、継続して国に要望します）	
畑	表土削取・客土 ³ 反転耕・深耕 ³ 土壤改良資材施用 ¹ 除草 ⁵	反転耕・深耕 土壤改良資材施用 ¹ 除草 ⁵ 「5,000Bq/kg超の場合」は 表土削取・客土も選択できます ¹
牧草地	表土削取・客土・播種 ⁴ 反転耕・深耕 ⁴ 土壤改良資材施用 ¹ 除草 ⁵	
永年性作物	表土削取・客土 土壤改良資材施用 ¹ 粗皮削り 樹皮の洗浄 剪定 除草	

1 事前に国（環境省）や県と協議する 2～4 いずれかの方法を選択して実施

5 表土削取、反転耕・深耕などと一体的に行う措置として実施

農地

3 除染作業に伴い発生した土壌等の収集・運搬・保管について

除去土壌等の中間貯蔵施設等の確保は、国が責任を持って行うことになるものの、これを待っていたのでは迅速な除染が進みません

このため市では、除去土壌等の保管に必要な一時集積所や仮置場を設置し、安全に管理しながら、市内の除染作業を進めます

除去土壌等の保管イメージ



搬入



遮へい



搬出

中間貯蔵施設へ

安全の確保

地域住民の安全・安心と周辺的生活環境を最優先とするため、一時集積所・仮置場の敷地境界において、定期的に空間線量率を測定するなど継続した放射線モニタリングを実施します。加えて、仮置場については、放射性物質の漏洩による地下水汚染の防止に留意し、地下水の放射性物質検査を行います

4 除染スケジュール 【生活圏】

空間線量率の高い区域から、地区ごとに実施していきます

ただし、農地除染は農業用水路を先行して着手し、平成26年度内には、市内全域を対象に実施します

【地区名】 大字	時 期																			
	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	4月	7月	10月	1月																
[原町区太田地区] 片倉 [原町区石神地区] 押釜 高倉 大原 大谷 [鹿島区上真野地区] 檜原																				
[原町区石神地区] 馬場 大木戸 [鹿島区上真野地区] 上枋窪																				
[原町区石神地区] 牛越 石神 長野 北長野 北新田																				
[原町区石神地区] 信田沢 深野																				
[鹿島区上真野地区] 枋窪 小山田 小池 [原町区太田] 上太田 矢川原																				
[原町区原町地区] 本陣前 国見町 上町 南町																				
[原町区原町地区] 西町 三島町 仲町 本町 北町 小川町 東町																				
[原町区原町地区] 錦町 大町 栄町 旭町 橋本町 二見町 青葉町																				
[原町区原町地区] 桜井町 高見町 日の出町 [鹿島区上真野地区] 御山 山下 浮田 角川原 横手																				
[鹿島区八沢地区] 永渡 永田 [鹿島区上真野地区] 岡和田 牛河内 [鹿島区鹿島地区] 西町 鹿島 あさひ [鹿島区真野地区] 寺内 塩崎 江垂 小島田																				
[鹿島区真野地区] 川子 [原町区高平地区] 上北高平 上高平 下高平 下北高平 金沢 [原町区太田地区] 牛来 下太田 中太田 益田 高 [原町区大森地区] 北原																				
[原町区大森地区] 大森 雫 小浜 菅浜 [原町区原町地区] 上洪佐 下洪佐 [原町区高平地区] 泉																				
[原町区高平地区] 北泉 [鹿島区真野地区] 大内 烏崎 [鹿島区鹿島地区] 南右田 北右田 [鹿島区八沢地区] 南海老 北海老																				
[鹿島区八沢地区] 南屋形 北屋形 南柚木																				

仮置場の設置状況に応じてスケジュールを見直します

南相馬市除染実施計画【第三版】

南相馬市復興企画部除染対策課

TEL 0244-24-5257 / FAX0244-23-2511

E-mail : josentaisaku@city.minamisoma.lg.jp

(農地については) 南相馬市経済部農林放射線対策課

TEL 0244-24-5299 / FAX0244-23-7420

E-mail : norinhoshataisaku@city.minamisoma.lg.jp

心ひとつに

世界に誇る

南相馬の復興を